

FAQ

よくある質問

Q

令和7年度の申込で現在待機児童となっているが、令和8年度以降の利用を希望する場合は新たに申請は必要か。

申請は年度ごとに必要です。令和7年度に申込をしていても、令和8年4月以降の入園所を希望する場合は必ず申請が必要です。

Q

令和8年度4月の入園所ができなかった場合で、翌5月以降の入園所調整を希望する場合、再度申込が必要か。

申請は年度末（令和9年3月入所）まで有効です。そのため、再度の申請は不要です。ただし、就労先や就労時間等が変更となった場合は、再度、就労証明書をご提出いただく必要があります。

Q

希望する園の変更・追加をしたい場合は、どうすればよいのか。

入園所希望月の前月の10日（休日の場合は前開庁日）までにお申し出いただきましたら、翌月入園所の審査に反映させていただきます。

令和8年4月入所につきましては、令和7年11月28日までにお申し出ください。

Q

他市からの転入予定だが、申込はできるか。

申請時点で泉大津市へ転入することが確定し、利用開始日（毎月1日）までに転入する（住民票を泉大津市に移す）場合はお申込いただけます。お申込の際は、泉大津市に転入することがわかる書類（売買契約書や賃貸契約書等）の提出が必要です。

なお、利用開始日（毎月1日）までに泉大津市に転入できなかった場合は、入園所決定している場合でも内定取消になりますのでご注意ください。

Q

申込期間内に必要書類が用意できない場合、どうすればよいか。

基本的には、必要書類がすべて揃ってからお申込みください。すべての必要書類が揃わずに申込みされた場合は、選考が不利になる、もしくは、選考できない場合があります。

ただし、令和8年4月入所の申請に限り、以下の期間を設けております。
○書類不備による再提出：令和7年11月14日（金）まで
○入園所希望施設の変更：令和7年11月28日（金）まで

Q

入園所の決定は先着順ですか？

先着順ではなく、「保育施設利用判定基準表①～②」の点数の高い方からご案内いたします（同点の場合は「同一指數優先順位表」をもとに審査いたします）。

令和8年4月入園所につきましては、申込期間10月22日～10月31日の間に申請してください。例年、初日は大変混み合いますので、長い待ち時間が発生する可能性があります。ご了承ください。

Q

就労証明書に押印欄がないが押印は不要なのか。

就労証明書の押印は不要となりました。就労証明書の内容について、就労先の事業者に電話等で確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、就労先事業者に無断で就労証明書の作成又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

Q

入園所決定後に辞退した場合、待機証明は発行されるか。

令和8年度より、内定辞退された場合は、待機証明は発行されません。申込の際は、入園所可能な希望園をご記入ください。

Q

育児休業から復職する予定で保育施設の利用を希望しているが、いつまでに復職すればよいか。

保育施設の利用を開始したその月中に復職してください。また、事業所に「復職証明書」の記入をご依頼いただき、園所またはこども育成課にご提出ください。

保育施設の利用を開始した月中の復職が確認できない場合、内定取消・退園いただくことになりますのでご注意ください。

Q

育児休業からの復職予定で申込したが、別の会社に転職することになったが問題ないか。

申請された際にご提出いただいた就労証明書と同じ職場への復職が必要です。転職の場合は「産休または育児休業からの復職予定加点2点」が付与されず、点数が変わるために、内定取消・退園の可能性があります。

やむを得ず、別の会社に転職される場合は、すみやかに泉大津市役所こども育成課まで申し出てください。

Q

申請を取り下げしたい場合は、どうすればよいか。

「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所・認定こども園（長時間部・保育園部）等入園所申込書 取下依頼書」をご記入いただき、泉大津市こども育成課までご提出ください。

その他、ご質問などありましたら
泉大津市役所こども育成課までお声がけください。